

## 「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、新宿区（以下「区」という。）が行う「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作（以下「本事業」という。）の業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、提案内容、意欲・熱意、費用対効果等の総合的な観点から受託者を選定するため、プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (件名)

第2条 プロポーザルの件名は、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル』とする。

2 選定した事業者に対する業務の件名は、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託』とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参加予定者とは、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書』（第1号様式）（以下、「参加申請書兼誓約書」という。）を提出した者をいう。
- (2) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

### (募集要項の公表)

第4条 区は、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル募集要項』（以下「募集要項」という。）を令和元年7月31日（水）に、区ホームページ（総務部契約管財課・文化観光産業部産業振興課）に掲出し、公表する。なお、公表をもって公募開始とする。

### (プロポーザルの実施内容)

第5条 「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託の企画案を募り、最適な企画提案者を受託候補者として選定するものである。

### (応募資格)

第6条 参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が商品及び名所等の紹介冊子制作に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 平成28年度以降、業務責任者による商品及び名所等の紹介冊子制作等、類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。

- (4) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）および財務諸表等の書類を提出できること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

（参加手続き）

- 第7条 当該プロポーザルに参加する意思の確認は、参加申請書兼誓約書（第1号様式）を受領することにより行うものとする。
- 2 参加申請書兼誓約書には、会社概要を添付するものとする。
  - 3 参加申請書兼誓約書の提出期限は、募集要項で定めるものとする。
  - 4 提出方法は、原則として持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

（参加の辞退）

- 第8条 参加者及び参加予定者は、前条に規定する申請をしてから本実施要領第14条第1項に規定する事業者の選定があるまでの間、プロポーザルへの参加を辞退することができる。
- 2 参加者による前項の辞退は、当該辞退の理由を付して、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル参加辞退書』（第3号様式）を事務局へ提出するものとする。また、提出方法は持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

（企画提案書の提出方法）

- 第9条 プロポーザルに応募する参加予定者は、次の各号により企画提案書（第2号様式）を事務局へ提出するものとする。
- (1) 提出期限は、募集要項で定め、提出期限までに書類の提出がない場合には、辞退したものとみなす。
  - (2) 提出方法は持参とし、提出期限までに一括して提出するものとする。また、あらかじめ来庁日時を連絡するものとする。

（企画提案書の仕様）

- 第10条 企画提案書は、募集要項の各指示に基づき作成するものとする。

(参加予定者の質問)

- 第11条 参加予定者は文化観光産業部長に対し、プロポーザルに係る事項について、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザルに関する質問書』（第4号様式）を提出することにより、質問を行うことができる。
- 『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザルに関する質問書』の提出期限および提出方法は、募集要項で定める。
  - 第1項の質問に対する回答は、参加予定者全員に対して行う。

(第1段階評価)

- 第12条 企画提案書の提出を受けた文化観光産業部長は、本事業を委託する事業者の選定を、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係る業者選定委員会』（以下、「選定委員会」という。）を設置し行う。
- 文化観光産業部長より委任を受けた選定委員会は、企画提案書をもとに第1段階評価を行い、上位3者程度（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない場合および見積書の価格が委託契約上限額を超える事業者は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。
  - 文化観光産業部長は、前項により選定された第2段階評価を行う事業者に対して、第2段階評価に係る審査の実施日等を通知する。
  - 文化観光産業部長は、第1段階評価の結果、選定されなかった事業者に対しては、本実施要領第15条第2号の規定に基づき、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係る不採用通知書』（第6号様式）により、不採用となったことを通知する。
  - 選定委員会の構成員、選定方法その他必要な事項は、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係る業者選定委員会実施要領』による。

(第2段階評価)

- 第13条 前条第2項により選定された第2段階評価を行う事業者は、文化観光産業部長が指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
- 前項のプレゼンテーション及びヒアリングについては、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託』の業務責任者を中心に行うものとし、出席者は、業務責任者及び同行者をあわせて最大で3名以内とする。

(受託候補者の選定)

- 第14条 選定委員会は、特別の事情があると文化観光産業部長が認めた場合を除き、第1段階評価と第2段階評価（価格評価を含む）の合計評価点の最高点者を受託候補者として選定する。
- 前項により選定する受託候補者は、提出した見積書の金額が委託契約上限額以下の事業者とする。
  - 選定委員会は、二段階評価において参加者が1事業者のみとなった場合、合計評価点

が第2段階評価の総点数の6割に達していれば当該参加者を受託候補者として選定できるものとする。

(委託する事業者の選定及びその通知)

第15条 文化観光産業部長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類によりその結果を通知する。

- (1) 選定された事業者に対しては、『「しんじゆく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係る採用通知書』（第5号様式）により、採用となったことを通知する。
- (2) 選定されなかった事業者に対しては、『「しんじゆく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係る不採用通知書』（第6号様式）により、不採用となったことを通知する。
- (3) 選定後、件名、受託候補者名等をホームページにて一年度間公表する。

(参加経費等)

第16条 プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担する。

- 2 本実施要領第7条第2項及び第9条により提出された会社概要及び企画提案書については、区の所有物として区が適切に管理及び廃棄し、参加者又は参加予定者への返却は行わない。
- 3 企画提案書の提出物に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- 4 企画提案書の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。
- 5 採用された企画提案書（第2号様式）の内容については、区は受託者と協議のうえ、変更することができる。

(事務局)

第17条 プロポーザルの事務局は、新宿区文化観光産業部産業振興課に置く。

(疑義の決定等)

第18条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義を生じたとき、又は、本実施要領に定めのない事項については、文化観光産業部長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年7月25日から施行する。